

■自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は平成28年3月末現在500億90百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金10億92百万円の他、過去の利益を積み立ててきた特別積立金466億0百万円と利益準備金11億16百万円及び一般貸倒引当金11億68百万円などです。

詳しくは、本誌資料編52ページに記載しております「自己資本の充実の状況」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成28年3月末現在の自己資本比率は、国内基準である4%の4倍以上となる16.81%となりました。自己資本総額の90%以上が過去の利益を積み立てた特別積立金であり、負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組むたいと考えており、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持して参ります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理する事により、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでいます。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しています。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規定するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関（日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ）のうち依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価証券等については、法令に基づき高い方から2番

目の格付（1社のみ場合は当該格付）によるリスク・ウェイトを適用する事としております。なお、有価証券のうち事業債及び外国証券については、以下の通り適格格付機関を採用しております。

①国内債券・・・日本格付研究所（JCR）、日本格付投資情報センター（R&I）のうち低位の格付を採用する。

②外国債券・・・スタンダード&プアーズ（S&P）、ムーディーズのうち低位の格付を採用する。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいております。これらを信用リスク削減手法といえます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができますので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めています。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしています。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用して住宅ローンの証券化を行っておりますが、買取型を利用することにより証券化した債権のリスクが当金庫に残らない取り扱いとしており、証券化の手続きは住宅金融支援機構の定める手順に従って実施しております。なお、住宅ローン以外については証券化を予定していないため、証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針等は定めておりません。

このため、証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称、及び証券化取引に関する会計方針、並びに証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫が業務を行うための規定や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいい、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまとの取引への影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規定や取扱要領を作成し、お客さまが安心して当金庫とお取引いただけるような体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規定に反した取り扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額は、業務粗利益をベースとして法令で定められた基準により算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 信用金庫法施行令第11条第7項に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用金庫法施行規則では、同一貸出先（会社である場合はその会社の子会社等を含む）に対する貸出金額や債務保証の金額と出資又は株式の保有額の合計（これを「信用の供与等」といいます）が、当金庫の自己資本額の一定割合（これを「信用供与限度額」といいます）を超えてはいけないと定められています。

当金庫では、貸出先が企業グループである場合、当該企業グループの代表者個人なども含めた貸出等の総額を管理しており、当該企業グループ内の会社に対する出資や株式等を保有する場合には、それも含めた総額を管理することとしております。このため、貸出先の出資や株式等については、市場価格がある場合はその価格で、市場価格がない場合は当該企業グループに対する資産査定の結果に基づいて1口又は1株当たりの純資産額を算出する時価評価を定期的に行うことにより、簿価と比べて著しく時価が下落した場合には、内部規定に沿った簿価の修正を行っております。

また、貸出先以外の出資や株式等の保有についても、市場価格又は純資産額に基づく時価を定期的に確認し、簿価と比べて著しく下落した場合には内部規定に沿った簿価の修正を行っており、有価証券全体としての含み損益及び市場価格の変動に伴う予想損失額についても定期的な確認を行うことにより、適切なリスク管理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の基本方針及び手続きの概要

当金庫では、地域のみならずからお預かりしたご預金を、地元企業や個人の方へご融資するとともに有価証券で運用しており、預金利息が費用、貸出金や有価証券の利息が収益となっています。これらの金利は、国債の利回りを基準とする市場金利の変動につれて変わりますが、例えばスーパー定期が1年毎の満期日に金利が変わるのに対して、期間10年の国債などは10年後の満期日まで金利が変わりません。このように金利が変わるまでの期間に差があると、市場金利が上昇することで収益と費用の差である利益が少なくなってしまう

す。有価証券市場では、売買する国債の元本価格を変えることによって、新たに発行される国債とすでに発行済みの国債の金利に差があっても、満期日までの期間が同じであれば最終的な収益（利回り）が同じになるように調整しています。この結果、金利の低いものは安く売買されることになり、元本の資産価値が減ることになります。

この資産価値の低下を銀行勘定の金利リスクといい、当金庫では毎期の利益を安定的に確保するため、現在の預金と貸出金及び有価証券の構成内容から、全体としての金利リスクがどのくらいになっているのかを定期的に計算し、管理しています。

(2) 内部管理上使用了金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの量を計算する手法としては、期間にかかわらず金利が一律に一定の幅で上昇したり低下したりした場合を想定する方法と、過去5年間に於ける期間別の金利変化をもとに今後1年間に想定される金利の変化を使用する方法があり、当金庫では過去の金利変化に基づく手法を内部管理上の計算手法としています。

なお、満期の定めがない普通預金や当座預金などについては、法令で定められた基準に基づき、流動性預金残高の半分を満期までの期間が平均2.5年と仮定（「コア預金」といいます）して金利リスク量を算出しております。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「しんきんビジネスサービス株式会社」及び22.5%を出資する「飯田しんきんリース株式会社」を連結自己資本比率算出の対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編49ページに記載しております。

(3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編49ページに記載しております。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称及び主要な業務の内容

本誌資料編49ページに記載しております。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規定等による定めを行っておりませんが、連結貸借対照表等の財務諸表が連結グループ全体の正確な資産内容を反映した正確なものとなるよう、外部監査法人による監査を受けて公表しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

〈単体〉

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	経過措置による 不算入額	平成27年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,211	/	49,197	/
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,097	/	1,092	/
うち、利益剰余金の額	46,158	/	48,159	/
うち、外部流出予定額(△)	43	/	54	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	865	/	1,168	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	865	/	1,168	/
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—	/
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,077	/	50,366	/
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	276	—	275	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	276	—	275	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	276	/	275	/
自己資本				
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ)	/	47,800	/
47,800	/	50,090	/	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	259,191	/	277,750	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△55,296	/	△46,819	/
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	/	—	/
うち、繰延税金資産	—	/	—	/
うち、前払年金費用	—	/	—	/
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△55,296	/	△46,819	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—	/
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	19,791	/	20,179	/
信用リスク・アセット調整額	—	/	—	/
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	/	—	/
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	278,982	/	297,929	/
自己資本比率				
自己資本比率(ハ) / (ニ)	17.13%	/	16.81%	/

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	経過措置による 不算入額	平成27年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,310		49,300	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,097		1,092	
うち、利益剰余金の額	46,257		48,262	
うち、外部流出予定額(△)	43		54	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	45		53	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	870		1,180	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	870		1,180	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,226		50,534	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	276	—	276	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	276	—	276	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	276		276	
自己資本				
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ)		47,949	50,258
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	260,487		279,293	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△55,296		△46,819	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△55,296		△46,819	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,176		20,426	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	280,664		299,720	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率(ハ) / (ニ)	17.08%		16.76%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

■ 定量的な開示事項

● 自己資本の充実度に関する事項
(単体)

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	259,191	10,367	277,750	11,110
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	314,488	12,579	324,569	12,982
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	40	1	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	126	5	126	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,806	952	33,096	1,323
法人等向け	101,235	4,049	103,408	4,136
中小企業等向け及び個人向け	35,776	1,431	35,815	1,432
抵当権付住宅ローン	6,974	278	6,885	275
不動産取得等事業向け	10,570	422	10,534	421
3ヵ月以上延滞等	112	4	172	6
取立未済手形	5	0	5	0
信用保証協会等による保証付	2,414	96	2,267	90
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,534	261	8,235	329
出資等のエクスポージャー	6,534	261	8,235	329
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	126,790	5,071	123,923	4,956
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	93,411	3,736	90,450	3,618
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,455	58	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△55,296	△2,211	△46,819	△1,872
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,791	791	20,179	807
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	278,982	11,159	297,929	11,917

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引) によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	260,487	10,419	279,293	11,171
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	315,784	12,631	326,113	13,044
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	40	1	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	126	5	126	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,806	952	33,096	1,323
法人等向け	101,235	4,049	103,408	4,136
中小企業等向け及び個人向け	35,776	1,431	35,815	1,432
抵当権付住宅ローン	6,974	278	6,885	275
不動産取得等事業向け	10,570	422	10,534	421
3ヵ月以上延滞等	112	4	172	6
取立未済手形	5	0	5	0
信用保証協会等による保証付	2,414	96	2,267	90
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,510	260	8,210	328
出資等のエクスポージャー	6,510	260	8,210	328
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	128,111	5,124	125,491	5,019
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	93,411	3,736	90,450	3,618
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,455	58	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△55,296	△2,211	△46,819	△1,872
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	20,176	807	20,426	817
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	280,664	11,226	299,720	11,988

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

●**その他金融機関等**(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

●信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
	平成26年度	平成27年度	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		平成26年度	平成27年度
			平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度		
国 内	462,704	478,898	230,253	237,343	232,451	241,554	—	—	561	2,623
国 外	22,583	27,562	—	—	22,583	27,562	—	—	—	—
地 域 別 合 計	485,287	506,460	230,253	237,343	255,034	269,117	—	—	561	2,623
製 造 業	58,885	57,242	32,883	33,507	26,002	23,734	—	—	24	2,207
農 業 ・ 林 業	712	743	712	743	—	—	—	—	—	—
漁 業	22	27	22	27	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	262	248	262	248	—	—	—	—	—	—
建 設 業	19,287	18,687	18,069	17,570	1,217	1,117	—	—	2	20
電気・ガス・熱供給・水道業	15,100	15,787	613	874	14,486	14,912	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,278	1,480	356	505	1,921	975	—	—	16	—
運輸業・郵便業	13,585	14,059	3,018	3,030	10,567	11,029	—	—	—	—
卸売業・小売業	24,899	27,249	17,454	17,777	7,444	9,472	—	—	34	21
金融業・保険業	64,898	72,557	13,241	15,406	51,656	57,151	—	—	—	—
不 動 産 業	23,394	25,541	16,772	16,196	6,621	9,344	—	—	228	88
物 品 賃 貸 業	935	1,035	935	1,035	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,884	1,844	1,884	1,844	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	12,018	10,920	11,962	10,825	56	95	—	—	—	—
飲 食 業	3,151	3,004	3,151	3,004	—	—	—	—	138	113
生活関連サービス業・娯楽業	11,766	11,096	11,565	10,893	200	203	—	—	5	3
教育・学習支援業	268	185	268	185	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	7,897	7,814	7,897	7,814	—	—	—	—	—	—
その他サービス業	4,131	4,527	3,841	4,326	290	200	—	—	6	21
国・地方公共団体等	153,087	163,458	18,518	22,576	134,569	140,881	—	—	—	—
個 人	66,818	68,949	66,818	68,949	—	—	—	—	105	147
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	485,287	506,460	230,253	237,343	255,034	269,117	—	—	561	2,623
1年以下	14,259	12,729	8,586	8,009	5,672	4,720	—	—	—	—
1年超3年以下	16,310	18,949	2,248	2,239	14,061	16,709	—	—	—	—
3年超5年以下	59,489	28,663	42,517	1,981	16,971	26,682	—	—	—	—
5年超7年以下	52,349	74,904	14,647	43,863	37,702	31,041	—	—	—	—
7年超10年以下	81,442	88,087	46,909	49,905	34,532	38,182	—	—	—	—
10年超	259,255	281,180	113,161	129,399	146,094	151,780	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,181	1,945	2,181	1,945	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	485,287	506,460	230,253	237,343	255,034	269,117	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 貸出金、オフ・バランス取引、3か月以上延滞エクスポージャーは国内取引のみとなっております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編47ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

平成26年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金				期末残高	貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額			
			目的使用	その他		
製造業	2,685	3,178	166	2,519	3,178	0
農業・林業	67	72	—	67	72	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	1	—	—	1	—	—
建設業	911	731	400	510	731	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	26	2	—	26	2	—
運輸業・郵便業	8	13	—	8	13	—
卸売業・小売業	2,726	2,781	108	2,617	2,781	—
金融業・保険業	—	0	—	—	0	—
不動産業	577	676	—	577	676	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	5	5	—	5	5	—
宿泊業	3,309	3,395	—	3,309	3,395	—
飲食業	153	212	—	153	212	—
生活関連サービス業・娯楽業	979	1,811	—	979	1,811	—
教育・学習支援業	0	0	—	0	0	—
医療・福祉	36	16	—	36	16	—
その他サービス業	150	68	68	82	68	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	503	562	62	441	562	—
業種別合計	12,145	13,529	806	11,338	13,529	0

平成27年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金				期末残高	貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額			
			目的使用	その他		
製造業	3,178	5,198	4	3,173	5,198	—
農業・林業	72	63	—	72	63	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	731	713	—	731	713	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	2	—	2	2	—
運輸業・郵便業	13	12	—	13	12	—
卸売業・小売業	2,781	2,196	10	2,770	2,196	—
金融業・保険業	0	—	—	0	—	—
不動産業	676	591	—	676	591	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	5	4	—	5	4	—
宿泊業	3,395	3,564	—	3,395	3,564	—
飲食業	212	198	—	212	198	—
生活関連サービス業・娯楽業	1,811	1,856	—	1,811	1,856	—
教育・学習支援業	0	0	—	0	0	—
医療・福祉	16	14	—	16	14	—
その他サービス業	68	53	—	68	53	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	562	519	—	562	519	—
業種別合計	13,529	14,991	15	13,513	14,991	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	146,732	—	150,660
10%	—	25,147	—	23,670
20%	2,107	49,813	3,120	48,242
35%	—	20,697	—	20,424
40%	—	—	—	1,200
50%	44,934	19,399	48,358	22,532
70%	—	5,005	—	10,507
75%	—	53,098	—	52,654
100%	14,104	151,123	12,509	141,163
120%	—	2,804	—	2,801
150%	—	20	—	534
250%	—	500	—	10,251
270%	—	—	—	1,900
合計	61,147	474,342	63,988	486,542

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		4,047	3,427	36,682	37,944

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	9,336	9,336	9,343	9,343
非 上 場 株 式 等	66	66	139	139
そ の 他	2,748	2,748	3,392	3,392
合 計	12,151	12,151	12,875	12,875

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、信金中央金庫向けの普通出資・優先出資等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
売却益	412	434
売却損	77	8
償却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
評価損益	3,786	2,061

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成26年度	平成27年度		平成26年度	平成27年度
貸出金	930	1,007	定期性預金	549	481
有価証券等	3,671	3,828	要求払預金	186	167
預け金	41	22	その他	—	—
買入金銭債権	3	1	調達勘定合計	735	648
その他	—	—			
運用勘定合計	4,645	4,858			
銀行勘定の金利リスク	3,910	4,210			

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを過去5年間の金利変動より算出し銀行勘定の金利リスクを算出しています。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、流動性預金残高の50%相当値を、平均2.5年間滞留すると仮定してリスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。
銀行勘定の金利リスク(4,210百万円) = 運用勘定の金利リスク量(4,858百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△648百万円)